

第14号議案

蒲郡市公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について

蒲郡市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和2年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

蒲郡市府相公民館の移転に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市公民館設置及び管理に関する条例（昭和29年蒲郡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表蒲郡市府相公民館の項中「蒲郡市竹島町15番65号」を「蒲郡市府相町三丁目44番地」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。